



目 次

告 示	ページ
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	2

告 示

高知県告示第340号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和元年8月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 起業者の名称  
日高村
- 2 事業の種類  
日高村役場新庁舎新築事業に伴う駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
高岡郡日高村下分字北ノ町及び沖名字ビヤ首地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
令和元年6月19日に日高村から申請があった日高村役場新庁舎新築事業に伴う駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、日高村役場新庁舎新築事業に伴い、日高村役場本庁舎（以下「本庁舎」という。）に不足する駐車場を一体的に整備する事業である。  
本件事業は、日高村の拠点である本庁舎周辺において、村民の利便性を図るものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である日高村は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
本件事業は、日高村の「新たな拠点」となる日高村役場新庁舎の新築に伴い、周辺の公共施設と連携した駐車場を一体的に整備するものである。

本庁舎の駐車場の現状としては、来庁者用22台分、公用車用26台分、職員用46台分の計94台分が駐車可能となっているが、現在の来庁者数は、年間約34,000人（1日当たり約138人）であり、来庁者用の駐車場不足が生じていることに加え、村議会開会中は議員10名及び傍聴者数名の駐車が見込まれ、各種会議を本庁舎において開催する場合には、駐車場不足が更に深刻化し、その対応に極めて苦慮しているところである。

また、職員用の駐車場も不足しているため、サンシャイン日高の敷地内に4台分、下分大橋の東にある土地に2台分の計6台分の駐車場用地を借用して、対応している。

更に、本庁舎と隣接する図書館においても同様に駐車場不足が深刻な問題となっているが、その駐車場の利用の実態として、本庁舎の利用者が駐車することができない場合は隣接する図書館の駐車場を、図書館の利用者が駐車することができない場合は本庁舎の駐車場を利用するといった併用の形態となっていることが影響していると考えられる。

こうしたことを踏まえ、日高村では、日高村庁舎建設検討委員会において、新庁舎を利用する来庁者の利便性を重視することを第一として、駐車場の確保についても十分検討することとし、施設利用者等の調査及び集計により、以下のとおり必要台数を決定したものである。

分散して配置されている日高村就業改善センター（産業環境課）、日高村保健センターの一部（保健業務）及び図書館の一部（教育支援室）を新庁舎に集約することから、これらに伴う来庁者数は、年間約8,000人で、本庁舎への来庁者は合わせて年間約42,000人（1日当たり約173人）となり、最低52台分の来庁用の駐車場が必要となる。公用車については、現在26台の公用車に、日高村保健センター及び日高村就業改善センターの公用車が増加することにより、全体で34台分を確保する必要がある。職員用の駐車場については、本庁舎の68台分、日高

村保健センターの12台分及び日高村就業改善センターの10台分を合わせて90台分が必要となり、これらを合わせると、新庁舎に必要となる駐車場の台数は、176台分となる。

現状において確保することができる駐車台数は、庁舎敷地の拡大等により、新庁舎西側の商工会跡地付近に来庁用11台分及び公用車用9台分、新庁舎の南側に来庁者用41台分の合計61台分であり、なお不足する115台分の職員用及び公用車の駐車場について、本件事業の施行により、確保することとした。

本件事業により、駐車場の必要台数の確保だけでなく、駐車場内の通路及び駐車区画の狭隘さ、進入位置の悪さ等の問題を同時に改善することにより、駐車場内の混雑及び周辺道路の渋滞の緩和、交通事故の防止及び危険の軽減並びに利用者の利便性の向上が図られることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、大気汚染、騒音、水質汚濁、震動等については最大限の配慮を行うことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、高知県林業振興・環境部環境共生課に対して、保護すべき動植物についての問い合わせた情報を基に、現地調査を実施した結果、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）により、起業者が特に保護を図る必要があると認められる11種並びに高知県レッドリスト（動物編）及び高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物は確認されなかった。

なお、本件事業の施行に際しては、起業地に生息する動植物への影響を最小限に抑えるため、十分な配慮を行うものとしている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地については、存在しないことを確認している。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地は、新たに建設する新庁舎から300メートルないし500メートル程度の距離とし、本庁舎の利用者の利便性を考慮し、3箇所の候補地を選定した上で、不足する駐車場台数に見合う面積、合理性、経済

性、工期等も含め、あらゆる角度から適地性についての比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、起業地の距離が本庁舎に最も近く、特に重要視される利便性に最も優れていることから、最適であると判断される。

また、本件事業により整備される駐車場の面積は、本庁舎の利用者数を把握した上で、根拠となり得る事項、利用率等に基づき算定された必要駐車台数により決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、駐車場の必要台数の確保だけでなく、駐車場内の混雑及び周辺道路の渋滞の緩和、交通事故の防止及び危険の軽減並びに利用者の利便性の向上を図ろうとするものであり、村民全体の利益に貢献するものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲に止められており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 日高村役場

-----  
公営企業局管理規程  
-----

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月30日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

12 公営企業局長は、職員の健康保持、公務能率等の向上及びワークライフバランスの推進を図るため必要があると認めるときは、前条第3項に規定する勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができるものとし、その実施に関し必要な事項は、公営企業局長が別に定める。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(勤務時間の特例措置)」を付し、附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。